

定 款

一般財団法人エンジニアリング協会

一般財団法人エンジニアリング協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人エンジニアリング協会（英文名 Engineering Advancement Association of Japan。略称「ENAA」）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、エンジニアリングに関し、産学官の協力を得て、社会・経済の進展に適応する技術・学術体系の確立その他の基盤整備を推進することにより、エンジニアリング産業の健全な発展に資し、もって国内外の社会・経済の持続可能な発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) エンジニアリング及びエンジニアリング産業に関する調査研究
- (2) エンジニアリングに関する研究開発
- (3) エンジニアリングに関する基準の策定
- (4) エンジニアリングに関する人材育成
- (5) エンジニアリングに関する国際交流・協力
- (6) エンジニアリングに関する普及啓発
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

(エンジニアリングの定義)

第5条 この定款において、エンジニアリングとは、社会・経済の様々な要請に対し、関連する要素技術を統合して、ものとサービスの融合を図ることにより、最適な結果を実現するための新たなシステムを構築し、これを実用に供する技術サービスをいう。

第3章 資産及び会計

(資産の区分)

第6条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、次の財産をもって構成する。

(1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記の日の前日に基本財産として保有していた財産

(2) 評議員会の決議によって基本財産に繰り入れた財産

3 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき又は基本財産から除外しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

4 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は理事会の決議による。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

第4章 評議員

(評議員の設置)

第11条 この法人に、評議員5名以上を置く。

2 評議員は、この法人の役員又は使用人を兼ねることができない。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしてないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第14条 評議員に対しては、報酬を支給しない。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 評議員会

（評議員会の構成）

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（評議員会の権限）

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 役員報酬等の支給の基準
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(評議員会の開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3カ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(評議員会の招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 評議員会の招集については、評議員会の日時及び場所並びに会議の目的である事項を示した書面をもって、評議員会の日の1週間前までに評議員に対して通知を発しなければならない。ただし、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。
- 3 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(評議員会の議長)

第19条 評議員会の議長は、出席した評議員の互選による。

(評議員会の決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(評議員会の決議の省略)

第21条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員(当該事項について決議に加わることのできるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告の省略)

第22条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(評議員会の議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名し、又は記名押印する。

第6章 役員

(役員を設置)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事5名以上

(2) 監事1名又は2名

2 理事のうち、1名を理事長とするほか、必要に応じ、1名を副理事長、1名を専務理事、3名以内を常務理事又は執行理事とすることができる。

3 理事長及び副理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般法人法」という。)上の代表理事とし、専務理事、常務理事及び執行理事をもって一般法人法第197条において準用する第91条第1項第2号の業務を執行する理事(以下、「業務執行理事」という。)とする。

4 理事は、この法人の評議員又は監事を兼ねることができない。

5 監事は、この法人の評議員、理事又は使用人を兼ねることができない。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事、常務理事及び執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

- 4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 監事2名を選任する場合は、相互に、第3項にいう特別の関係にある者又は前項にいう密接な関係にある者であってはならない。

（理事の職務及び権限）

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、業務の執行を統括する。
- 3 副理事長は、この法人を代表し、理事長を補佐して、業務の執行を統括する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して、業務の執行を掌理する。
- 5 常務理事及び執行理事は、理事長、副理事長及び専務理事を補佐して、業務を執行する。
- 6 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、その職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対し事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 4 その他法令及びこの定款で定めるところにより、監事の職務を執行する。

（役員任期）

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了の時までとし、増員として選任された理事の任期は、他の現任者の任期の満了の時までとする。
- 4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 前項第1号の規定により解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の決議を行う評議員会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第30条 理事及び監事に対しては、評議員会の決議によって定める役員報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員責任の一部免除)

第31条 この法人は、一般法人法第198条において読み替えて準用する同法第111条第1項の理事及び監事の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第7章 理事会

(理事会の構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) その他この定款で定められた事項

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(理事会の開催)

第34条 理事会は、毎事業年度定時理事会として事業年度終了後3ヶ月以内と3月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(理事会の招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長が欠けたとき、又は理事長に事故あるときは、副理事長又は専務理事が招集し、また、理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集できることとする。

2 一般法人法第197条において準用する同法第93条第3項又は同法同条において準用する同法第101条第3項に規定する理事会の招集は、当該理事会の開催を請求した理事又は監事が行う。

3 理事会を招集する者は、理事会の日時及び場所並びに会議の目的である事項を示した書面をもって、理事会の日の1週間前までに通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠席したとき、又は理事全員改選直後で議長不在のときは、出席した理事の中から互選により議長を定める。

3 前条第2項の規定により招集された理事会にあつては、出席した理事の中から互選により議長を定める。ただし、当該理事会の開催事由に該当する理事は議長になれない。

(理事会の決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第38条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

(理事会への報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第6項の規定による報告については、適用しない。

(理事会の議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

3 代表理事が欠席した場合は、出席した理事及び監事が第1項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第8章 賛助会員

(賛助会員)

第41条 この法人の趣旨に賛同し、賛助会費を納入するものは、賛助会員とする。

2 賛助会員は、理事会の定めるところにより、この法人の事業活動に参加することができる。

3 この法人の事業活動に参加する賛助会員は、その事業に要する経費の一部を分担することがある。

4 その他、賛助会員及び賛助会費に関して必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解 散)

第43条 この法人は、この法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金及び残余財産の処分)

第44条 この法人は、剰余金の分配をすることができない。

- 2 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により公告を行う。

第11章 補 則

(顧 問)

第46条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の運営に関する基本的事項について諮問に応ずる。
- 4 顧問に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(委員会)

第47条 この法人は、事業運営の円滑な遂行を図るため、必要に応じ、理事会の決議を経て委員会を設けることができる。

- 2 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

(事務局)

第48条 この法人に、事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長1名のほか所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の決議を得て、理事長が任命し、職員は、理事長が任免する。
- 4 その他、事務局に関して必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(書類及び帳簿の備置き及び保存等)

第49条 この法人は、その主たる事務所に、法令の定めに従い、次に掲げる書類及び帳簿を備え置き、また、保存しなければならない。

- (1) 定款

- (2) 評議員、理事及び監事の名簿
- (3) 役員の報酬等の支給の基準
- (4) 第10条各号の書類
- (5) 監査報告書
- (6) 評議員会及び理事会の議事録
- (7) その他法令で定める書類及び帳簿

2 前項各号の書類及び帳簿の閲覧については、法令の定めるところによる。

(定款の施行要領)

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の承認を受けて、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は山田 豊とする。
- 4 この法人の最初の専務理事は小澤 通成とする。
- 5 この法人の最初の常務理事は宮川 秀眞及び入澤 博とする。
- 6 この法人の最初の執行理事は梅田 厚彦とする。
- 7 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

相原 啓二	安部 慎太郎	今井 雅啓	梅沢 省作
江口 三郎	大河 一司	大下 孝裕	大島 邦彦
岡 健司	河村 良一	佐々木 和彦	田中 順
中林 志郎	中村 至	西田 享平	浜口 延正
淵上 正朗	山下 俊一	世一 英俊	
- 8 一部改正 (2014.6.30 第46条 (顧問) 4項を改正)